

大分類 A - 農業

総 説

この大分類には、耕種、養畜（養きん、養ほうを含む）及び養蚕を行うもの、並びにこれに直接関係するサービスを行う事業所が分類される。

(1) 耕種とは

- (ア) 稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果樹、園芸作物、工芸作物、飼肥料作物、花き、薬用作物、採種用作物、桑、観賞用樹木の栽培をいう。
- (イ) たけのこ、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、くり、くるみ、つばきなどを栽培し、単に下刈り程度の管理のみでなく施肥（刈敷は施肥とみなさない）をしている場合は農業とみなす。
- (ウ) 自然性のしいたけ、わさびなどの採取並びに用材及び薪炭材を主目的とする植物の栽培は耕種としない。

(2) 養畜とは

- (ア) 乳用牛、役肉用牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、うさぎの飼養、たぬき、きつね、ミンク、ヌートリアなどの毛皮獸の飼養、ふ卵、育すうを行うことで、種付け目的のものも含める。

モルモット、はつかねずみ、カナリヤ、文鳥などを実験用又は愛がん用に供することを目的として飼育する場合、いたち、きじなどを森林保護、種族保護を目的として人工的に増殖、飼育する場合も含める。

- (イ) 荷馬車引、賃耕、競馬などに専ら使用する目的で飼養しているもの及び家畜仲買商が一時的に飼養しているものは含めない。
- (ウ) 店舗で愛がん用の鳥獸を飼養する場合は含めない。

(3) 養蚕とは

蚕の飼育及び蚕種の製造をいう。

事 業 所

農業を営んでいる事業所又は業主の住居が、分類を適用する単位としての農業事業所である。

農業事業所には、農場、乾燥場、酪農場、種畜場、温室、食用菌栽培場、養ほう場、草生地などが含まれる。

農家が農業以外の経済活動を行っていても、それが同一構内（屋敷内）で行われている限り、原則として、そこに複数の事業所があるとはしない。ただし、店舗あるいは専従の常用労働者を使用する工場などがあれば別にそれらの事業所があるものとする。

農業と他産業との関係

(1) 農家で製造活動を行っている場合

(ア) 主として購入の原材料を使用して製造、加工を行っている場合は農業活動とはしない。

(イ) 主として自家栽培の原材料を使用して製造、加工を行っている場合は農業活動とする。ただし、同一構内に工場、作業所と見られるものがあり、その製造活動に専従の常用労働者を使用するときは農業活動とはしない。

(2) 農業協同組合の事業所で2種類以上の事業を行っているものは大分類L－サービス業〔8311〕に分類される。単一の事業を行っているものは、その業務によってそれぞれの産業に分類される。

(3) と畜場、と畜請負業は大分類L－サービス業〔9521〕に分類される。

中分類 01 - 農業

総 説

この中分類には、耕種、養畜(養きん、養ほうを含む)、養蚕及び農業に直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。

請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れなどを行う事業所も本分類に含まれる。

小分類 細分類
番号 番号

011 穀作農業

0111 穀作農業

農業生産物のうち穀物の1種類又は2種類以上を合わせた生産額が最高重要度を占める農業をいう。

穀物とは、米、麦、あわ、ひえ、きび、そば、とうもろこし、もろこし、大豆、そらまめ、いんげんまめ、小豆、ささげ、らっかせい、えんどう、りょくとうの乾燥子実をいう。

○穀作農業：米作農業：麦作農業：雜穀作農業：穀作農業会社

012 穀作以外のほ場作物農業

0121 穀作以外のほ場作物農業

農業生産物のうち穀物(米、麦、あわ、ひえ、きび、そば、とうもろこし、もろこし、大豆、そらまめ、いんげんまめ、小豆、ささげ、らっかせい、えんどう、りょくとうの乾燥子実)以外の露地に栽培される作物を1種類又は2種類以上合わせた生産額が最高重要度を占める農業をいう。

本分類には、田又は畑に栽培される木本植物以外のすべての作物が含まれる。

例えは甘しょ、馬鈴しょのような主要作物、野菜、通常園芸作物といわれる花類、亜麻とか薄荷のような工芸用作物などが含まれる。

○馬鈴しょ作農業；甘しょ作農業；野菜作農業；花類栽培農業；すいか・メロン・トマト作農業；工芸用作物栽培農業（油糧作物・繊維作物農業のほか、薄荷、たばこの栽培など）；薬用作物栽培農業

013 果樹・樹園農業

0131 果樹・樹園農業

農業生産物のうち果樹、茶、こうぞ、みつまたなどのような木本植物を栽培して得られる生産物の1種類又は2種類以上を合わせた生産額が最高重要度を占める農業をいう。

○果樹栽培農業（りんご、ぶどう、みかんその他の果樹のほか、くり、くるみなどの堅果の栽培農業も含まれる）；こうぞ・みつまた栽培農業；たけのこ栽培農業；茶作農業（茶生葉、又は主として自家生産から製造加工した荒茶及び仕上茶の生産を行うもの）；果樹苗木栽培業；桑苗栽培業；盆栽業

014 施設園芸農業

0141 温室・フレーム栽培農業

農業生産物のうち主として温室（ビニルハウスを含む）及びフレームの施設を用いて栽培を行う園芸作物の生産額が最高重要度を占める農業をいう。

本分類に含まれる農業の生産は、温室（ビニルハウスを含む）及びフレームの施設を用いて行われるということが必要条件であって、作物の種類が何であるかを問わない。

○温室栽培農業；フレーム栽培農業

×トンネル栽培農業〔0149〕

0149 その他の施設園芸農業

農業生産物のうち温室（ビニルハウスを含む）及びフレーム栽培農業以外の施設を用いて栽培を行う園芸作物の生産額が最高重要度を占める農業をいう。

○石垣栽培農業；穴ぐら栽培農業（きのこ、もやしなど）；しいたけ栽培農業；薬用植物栽培農業（屋根覆いなど施設栽培によるもの）；ふせ床栽培農業；トンネル栽培農業

015 畜産農業

0151 畜産農業（畜産類似業を除く）

農業生産物のうち畜産物、酪農品の生産額が最高重要度を占める農業をいう。

本分類には家畜、家きん、毛皮獸などの生産・育成・肥育・採卵、酪農品の生産などを行う農業が分類される。

○畜産農業：牛馬育成農業；酪農農業（牛乳、やぎ乳、自家産原料によるバター、チーズなどの生産を行うもの）；養鶏農業；養豚業；養ほう（蜂）業；七面鳥養殖業；うずら養殖業；毛皮獸養殖業（たぬき、きつね、ミンク、ヌートリアなど）；うさぎ養殖業（実験用、愛がん用を除く）

×うさぎ養殖業（実験用、愛がん用のもの）〔0152〕；いたち飼育業〔0152〕

0152 畜産類似業

実験用・愛がん用動物の飼育、農作物・森林の保護及び種族保護を目的とする動物の飼育を行う事業所をいう。

かぶと虫、すず虫などの昆虫類（みつばちを除く）の飼育及びへびなどの飼育を行う事業所も本分類に含まれる。

○実験用動物飼育業（はつかねずみ、モルモット、うさぎ（実験用、愛がん用のもの）など）；愛がん用動物飼育業（カナリヤ、文鳥、犬など）；いたち飼育業；きじ飼育業；昆虫類飼育業（かぶと虫、すず虫など）；へび飼育業

×うさぎ養殖業（実験用、愛がん用を除く）〔0151〕；毛皮獸養殖業〔0151〕；へび採捕業〔0291〕；昆虫類採捕業〔0291〕；養ほう業〔0151〕

016 養蚕農業

0161 養蚕農業

農業生産物のうち繭及び蚕種の生産額が最高重要度を占める農業をいう。

○養蚕農業；蚕種製造業

017 各種農業

0171 各種農業

農業生産物のうちどの農産物あるいは一群の農産物をとって

みてもその生産額の最高重要度が決定しえない農業をいう。

○各種農業

018 農業サービス業（園芸サービス業を除く）

0181 農耕サービス業

農業事業所の生産した穀物の脱穀、調整（ライスセンターにおける調整を除く）あるいは農業事業所で行う植付、農耕、刈入れ、草刈り、害虫駆除、雑草除去などの作業を請負で行うものをいう。

○脱穀業（農家と請負契約によって脱穀を行うもの）；協同脱穀場（農家が自己の農産物を調整するため協同組合又はその他の組織によって運営するもの）；農業用施設維持管理事業；農業用水供給業；農耕請負業；農家共同の葉たばこ乾燥場；土地改良区

×精米業（農家の家庭消費用として精米を行うもの）[7691]；農業協同組合（2種類以上の事業を行っているもの）[8311]

0182 共同選果・選別場

果実及び野菜の出荷のための共同選果・選別を行う事業所をいう。

○共同選果場；野菜共同選別場

0183 ライスセンター

米麦の調整（もみ・玄麦の乾燥、もみすり、袋詰など）、貯蔵を行う事業所をいう。

○ライスセンター；カントリーエレベータ

0184 養蚕サービス業

主として請負で、稚蚕飼育などを行う事業所をいう。

○稚蚕飼育請負業

0185 畜産サービス業（獣医業を除く）

主として請負で種付け、育成、ふ卵、育すう又は家畜の貸付などを行う事業所及びこれらに必要な施設を供与する事業所をいう。

○種付け請負業；ふ卵請負業；羊毛刈請負業；と(兎)毛刈請負業；裝てい(蹄)業；てい(蹄)鉄修理業；家畜貸付業；放牧育成所；共同搾乳所；集乳所；共同選卵所

×獣医業 (8641)

019 園芸サービス業

0191 園芸サービス業

主として請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れなどを行う事業所をいう。

ただし、公衆道路、運動場などの土木事業を伴う公園造成を主として請負う事業所は大分類E-建設業〔0922〕に分類される。

○造園業；植木業（主として庭園作り、又は手入れなどを行うもの）